

設備諸元表

:本工事 :別途工事

添付資料 6-2

室名	室数	面積	想定利用人数	建築				電気					空調		衛生			設備特記事項	設備機器類		
				カーテン/ブラインド	暗幕	OAフロア	ビクチャールール	掲示板	放送設備	電話	外線発信可	TV共聴	映像設備	音響設備	LAN	機械換気	冷暖房		給排水	給湯	ガス
創業支援ルームA	8	25										c							個別空調		
創業支援ルームB	1	60	4ブース									c							個別空調	各ブース毎にコンセント、固定電話及びLAN用モジュージャック、TV共聴設備	ブース内固定電話機は、入居者設置
創業支援ルームC	1	40	8ブース									c							個別空調	各ブース毎にコンセント、固定電話及びLAN用モジュージャック、TV共聴設備	ブース内固定電話機は、入居者設置
入居者共用室A	1	25										b									
入居者共用室B	1	25										b									
アドバイザー室	1	20										b									
相談室A	1	10										b									
相談室B	1	10										b									
受付・共用室C	1	20										b									
創業支援 計		410																			
多目的ホール	1	1,000	1,000 (スクリーン形式 600)									b								配線ビット 難聴者設備 映像・音響設備の概要は添付資料13-1参照	
ホワイエ	1	300																			
ロールバックチェア収納庫	1	50																	収納庫上部の操作室については、左記とする		
多目的ホール控室A	1	20										b								洗面化粧台	
多目的ホール控室B	1	20										b								洗面化粧台	
多目的ホール控室C	1	20										b								洗面化粧台	
パントリー	1	30																			
倉庫A(貸室用倉庫)	1	250																			
交流支援事務室	1	30										b									
交流支援 計		1,720																			
運営事務室	1	30										b									
商工団体等A		30																			
事務室A	1	30	2									c									
商工団体等B		550																			
事務室B	1	550	23									c									
商工団体等C		35																			
事務室C	1	35	4									c									
商工団体等D		50																			
事務室D	1	50	2									c									
商工団体等E		30																			
事務室E	1	30	3									c									
共用会議室		30																			
共用会議室	1	30	3																		
商工団体等 計		725																			
産業支援施設 計 (共用部を除く)		2,885																			

室名	室数	面積	想定利用人数	建築				電気					空調		衛生			設備特記事項	設備機器類				
				カーテン/ブラインド	暗幕	O Aフロアー	ピクチャーレール	掲示板	放送設備	電話	外線発信可	TV共聴	映像設備	音響設備	LAN	機械換気	冷暖房		給排水	給湯	ガス	本工事	別途工事
パスポートセンター 春日部支所	事務室F	1	85	10								a									監視カメラ用モニター 県庁LAN(工事範囲については要求水準書を参照)	旅券発給照会システム	
	書庫	1	11																				
	印刷室	1	4																				
	受付スペース	1	116				特記					a									受付カウンター内は、O Aフロアー ロビーに単独放送できる設備、監視カメラ×3 県庁LAN(工事範囲については要求水準書を参照)		
	旅券作成室	1	34																			旅券発給機の移設、旅券管理システム	
	会議室	1	7																				
	男子更衣室	1	11																				
	女子更衣室	1	14																				
	倉庫B	1	40																				
	面談室	1	4																				
パスポートセンター 計		326																					
パスポートセンター 計(共用部を除く)			326																				
県施設 共用部	エントランス横吹抜けスペース	1	200																				
	湯沸室																						
	男子便所																						
	女子便所																						
	多目的便所																					緊急表示灯及び呼出装置	
	EV、廊下、階段等共用スペース																					設備は必要に応じて設置	
	諸設備室、PS、DS、CS等																					設備は必要に応じて設置	
共用部想定按分面積		2,039																					
県施設計			5,250																				
市民活動センター	交流・発信機能	交流・ミーティングスペース	1		100~							d									来客者カウント装置 壁面仕上げ(腰壁以上、天井より 50cm以下)を掲示板仕様とすること	フロアーコンセント メールボックス	
		展示スペース	1										d										フロアーコンセント 可動式掲示用パネル
		情報スペース	1	500										b									壁面仕上げ(腰壁以上、天井より 50cm以下)を掲示板仕様とすること
		喫茶スペース	1		10								d									自販機の電気使用量を個別に計量 するための子メーターを設置 電磁調理器とする 壁面仕上げ(腰壁以上、天井より 50cm以下)を掲示板仕様とすること	調理台(昇降式)
		キッズルーム	1	40	10																		壁面仕上げ(腰壁以上、天井より 50cm以下)を掲示板仕様とすること
		事務室1	1	100	10								a,b										監視カメラ用モニター 市庁LAN(工事範囲については要求水準書を参照)
		倉庫1	1	75																			
	交流・発信機能 計			715																			
	活動支援機能	相談室1、2	2	10									b										
		市民活動共同事務所	1	80	30								c										壁面仕上げ(腰壁以上、天井より 50cm以下)を掲示板仕様とすること
貸事務所1~5		5	10									c										各事務所の電気使用量を個別に計量 するための子メーター設置	各ブース毎にコンセント、固定電話及びLAN 用モジュラージャック、TV共聴設備
作業室・印刷室		1	35	10																		壁面仕上げ(腰壁以上、天井より 50cm以下)を掲示板仕様とすること	
活動支援機能 計			185																				

室名	室数	面積	想定利用人数	建築				電気						空調		衛生			設備特記事項	設備機器類				
				カーテン/ブラインド	暗幕	O Aフロア	ピクチャーレール	掲示板	放送設備	電話	外線発信可	TV共聴	映像設備	音響設備	LAN	機械換気	冷暖房	給排水		給湯	ガス	本工事	別途工事	
活動実践機能	会議室 1	1	30	16									b									可動間仕切り(遮音タイプ)		
	会議室 2	1	30	16									b									可動間仕切り(遮音タイプ)		
	会議室 3	1	40	20									b									可動間仕切り(遮音タイプ)		
	会議室 4	1	50	30									b									難聴者設備 映像・音響設備の概要は添付資料14-2参照 可動間仕切り(遮音タイプ)		
	会議室 5	1	100	66									b									難聴者設備 映像・音響設備の概要は添付資料14-2参照 可動間仕切り(遮音タイプ)		
	会議室 6	1	50	20									b											
	活動実践機能 計		300																					
市民活動センター 計(共用部を除く)			1,200																					
検(健)診・予防接種機能	診察スペース	1	180	22																	電話、給水については固定診察室のみ設置	手洗い器(固定型診察室のみ) 医療用カーテン・レール 可動間仕切り(遮音タイプ)		
	測定スペース																						壁面仕上げ(腰壁以上、天井より50cm以下)を掲示板仕様とすること	アコーディオンカーテン
	接種室兼歯科検診・指導室	1	50	30																	壁面仕上げ(腰壁以上、天井より50cm以下)を掲示板仕様とすること	洗面台(1台) 子ども用洗面台(5台) 壁面収納(扉付き)		
	予防接種準備室	1	20																			壁面収納(扉付き)		
	薬品管理室	1	30																			流し台(2層) 壁面収納(扉付き)		
	成人保健指導室兼読影会議室	1	78	30									b									個別空調 壁面仕上げ(腰壁以上、天井より50cm以下)を掲示板仕様とすること	壁面収納(扉付き)	
	乳幼児健診・指導室(プレイルーム)	1	118	100																		壁面仕上げ(腰壁以上、天井より50cm以下)を掲示板仕様とすること		
	乳幼児健診・指導準備室	1	20																					
	レントゲン車スペース	1	(200)																			屋外電源を設置すること(200V 単相 50A x 3)		
検(健)診・予防接種機能 計		496																						

室名	室数	面積	想定利用人数	建築				電気						空調		衛生			設備特記事項	設備機器類			
				カーテン/ブラインド	暗幕	O Aフロア	ピクチャーレール	掲示板	放送設備	電話	外線発信可	TV共聴	映像設備	音響設備	LAN	機械換気	冷暖房	給排水		給湯	ガス	本工事	別途工事
保健センター 保健指導・栄養指導機能	成人検診室兼講習室	1	173	120																視聴覚機器、スクリーンを設置すること 個別空調 壁面仕上げ(腰壁以上、天井より50cm以下)を掲示板仕様とすること	洗面台 難聴者設備 扉付き鏡(W8000*H2500) 可動間仕切り(遮音タイプ) 壁面収納(扉付き)		
	講習準備室	1	15																				
	栄養指導室	1	90	60																十分な換気が行える設備とすること 電磁調理器とする 壁面仕上げ(腰壁以上、天井より50cm以下)を掲示板仕様とすること	調理台は、講師台1台、実習台4台(内1台は子どもや車椅子利用者用で上下移動可能)を設置すること なお、実習台のシンクは沐浴実習のため、ペーパーバスの入る大きさとする 壁面食器棚(扉付き)		
	調理準備室	1	20																				
	保健指導・栄養指導機能 計		298																				
3師会機能	医師会事務室	1	55	3															個別空調 子メーター設置				
	歯科医師会事務室	1	35	1															個別空調 子メーター設置				
	薬剤師会事務室	1	35	1															個別空調 子メーター設置				
	3師会機能 計		125																				
管理機能	事務室2	1	50	10															個別空調	市庁LAN(工事範囲については要求水準書を参照)			
	女性用更衣室	1	13	5																			
	カルテ保管室	1	30																	カルテ保管棚(複式移動棚・単式固定棚)			
	管理機能 計		93																				
コミュニティサロン(待合ロビー)	1	68																壁面仕上げ(腰壁以上、天井より50cm以下)を掲示板仕様とすること					
保健センター 計(共用部を除く)			1,080																				
市施設共用部	湯沸室																		電磁調理器とする				
	男子便所																						
	女子便所																						
	多目的便所	提案により適宜必要室数で設けること	提案により適宜必要規模で設けること																	緊急表示灯及び呼出装置			
	EV、廊下、階段等共用スペース																		設備は必要に応じて設置				
	諸設備室、PS、DS、CS等																			設備は必要に応じて設置			
	授乳室																						
	共用部想定按分面積				1,220																		
市施設 計					3,500																		

室名	室数	面積	想定利用人数	建築				電気						空調		衛生			設備特記事項	設備機器類				
				カーテン/ブラインド	暗幕	O Aフロアー	ピックアップレール	掲示板	放送設備	電話	外線発信可	TV共聴	映像設備	音響設備	LAN	機械換気	冷暖房	給排水		給湯	ガス	本工事	別途工事	
民間施設	応募者提案による 詳細は、業務要求水準書本文による																							
全体（公共）共用部	総合案内	最低1	県市共用部に含む 民間施設と兼ねる場合は所定の按分とする																			大画面モニター及び案内表示システム、音声ガイド・インターフォン(必要に応じて)。		
	喫煙コーナー	最低1																				個別換気		
	電話コーナー	最低1																						
	自販機コーナー	最低1																						
	授乳室	最低1																					流し台	
	エントランスホール	最低1																						
	EV、廊下、階段等共用スペース	提案																						
	便所(男子、女子、多目的)	最低1																					緊急表示灯及び呼出装置。	
	ビル管理室等	1	県市共用部に含む 民間施設と兼ねる場合は所定の按分とする																			設備、防災、防犯等の監視設備		
	湯沸室	提案																						
	ビル管理用倉庫	提案																						
	外構管理用倉庫	提案	県市共用部に含む																			地流し(倉庫近傍の屋外)		
	メール室	最低1	県市共用部に含む 民間施設と兼ねる場合は所定の按分とする																					
	清掃員控室	最低1																						
	駐車場関連諸室	提案																				必要に応じて計画	必要な設備仕様については応募者提案により適宜計画	

室名	室数	面積	想定利用人数	建築				電気						空調		衛生			設備特記事項	設備機器類			
				カーテン/ブラインド	暗幕	O Aフロアー	ピックアップレール	掲示板	放送設備	電話	外線発信可	TV共聴	映像設備	音響設備	LAN	機械換気	冷暖房	給排水		給湯	ガス	本工事	別途工事
全体（公共）共用部（管理・設備）	公共施設利用車駐車場		適宜																		必要に応じて計画		
	公用車駐車場		適宜																		必要に応じて計画		
	公共施設用駐輪場		適宜																		必要に応じて計画		
	民間施設利用車駐車場	提案	提案による																		必要に応じて計画		
	塵芥室																				必要に応じて計画	床排水	
	受変電 電気室	提案	県市共用部に含む 民間施設と兼ねる場合は所定の按分とする																		必要に応じて計画		
	非常用発電機室	提案																			必要に応じて計画		
	熱源機械室	提案																			必要に応じて計画		
	受水槽室	提案																			必要に応じて計画		
	消火ポンプ室 消防用水ポンプ室	提案																			必要に応じて計画		
MDF室	提案																			必要に応じて計画			
その他設備諸室	提案																			必要に応じて計画			
全体共用部 計		県・市施設の「共用部想定按分面積」に含む。																					

共通事項

- ・「空調設備」は、加湿機能付とする。
- ・「洗面台」「洗面カウンター」は、原則としてライニングバック及び化粧鏡付とする。
- ・「流し台」は、特記なき限り1槽シンクステンレス流し台とし、吊戸棚、水切り棚附属とする。
- ・洗面用の水洗は自動水洗を標準とし、それ以外の温冷水供給水栓はシングルレバー混合水洗を標準とする。
- ・「電話(内線)」はビル管理室を含む公共施設内の各室を結ぶ計画とする。
- ・厨房の「ガス」については電化提案も可能とする。
- ・多目的便所の呼出装置は、外部に警報装置を設けると共に、同便所が属する同一部門若しくは同一フロアーの事務室及びビル管理室の両方にも警報を出すこと。
- ・法的に必要となる消火器の内、共用部及びホール等不特定多数の利用が見込まれるスペースに設置されるものについては、壁埋込ボックス対応とする。
- ・各諸室は特記なき限り、鍵付きとする。なお、施錠の方法については県市と協議する。